

2024年5月 **衛生講話資料**

労働安全衛生法と産業保健

労働衛生体制の基本を知る

株式会社Mediplatの許可無く 対外的に参照・配布することを禁じます

目次



1. 労働安全衛生法について

- 1. 労働安全衛生法とは?
- 2. 法律に定められた義務

目標は 「**より良い職場を作る」** こと

2. 産業保健とは?

- 1. 産業医
- 2. 衛生管理者
- 3. 衛生委員会



労働安全衛生法について



■ 労働基準法と労働安全衛生法

・労働基準法

労働契約・賃金・時間・休日など基本的なことを定める

・労働安全衛生法 (昭和47年に労働基準法から独立) 労働者の安全・衛生・健康管理を定める

労働者を守る法律 2つ



■ 労働安全衛生法には何が書かれている?

- ・産業医・衛生管理者・衛生委員会職場の健康の保持増進を行う体制整備
- ・**健康診断** 実施の義務・従業員の受ける義務・実施後の対応
- ・ストレスチェック実施の義務・高ストレス時の対応
- ・長時間労働の健康措置面接指導など健康障害の予防措置

「労働者の健康を守る」 のに必要なことが 一覧に

他にも・・・

- ・有害物質の扱い
- ・職場の環境作り
- ・労働災害なども扱う

労働安全衛生法の義務



50名を超えると、法的義務が増える!

■ 衛生管理者・安全管理者の選任

- ・ 衛生管理者を選任 (従業員の中から) ※計員数で必要人数が変わる ※業種によっては安全管理者も
 - 試験アリ 転職に有利とか…
- ・衛生管理者は国家資格!

■ ストレスチェックの実施

- ・**年1回**の実施が義務になる ※会社の実施は法令上の義務 ※従業員の回答は任意
- ・結果に応じた対応も
 - →結果を**職場の改善**に活かす

■ 産業医の選任

- ・産業医を選任(外部の医師に依頼) ※計員1000人までは嘱託(非常駐) ※月1回が多いが、人数次第で増える
- ・ 社内の健康について扱うようになる

■ 健康診断の報告書

- ・従業員が健康診断を受けるのは義務 ※50人超える前から
- ・産業医の結果確認+就業判定 →受診勧奨につながる
- ・労基署に結果報告書提出が必要に →会社がよりしっかり結果を見るように

この4つが「産業医の扱う代表的業務」にも

"産業保健"とは?









学校保健







老人保健



産婦人科医 小児科医

乳幼児健診 母子手帳

小児科医 学校医

学校健診 保健室

産業医

臨床医

企業健診

保健指導

臨床医 (開業医)

老人健診 介護福祉

成人期(=企業に勤めている間)の健康を担う医師

病気になる人は多くないので「予防」に焦点

産業医とは?



「仕事×医学(産業医学)」の専門家

■「働く」は健康に悪い?

有害物質、腰痛、熱中症、メンタルヘルス不調・・・ 仕事が健康に悪影響を及ぼすこともある

→**影響が出ないように予め対策**をする専門家が「産業医 |

■ どんな人たち?

- ・きちんと**医師免許**を所持
- 加えて**産業医学**に関する 研修を受けている
- ・病院の医師と兼任の方も

「産業保健」を専門にする医師も 内科や精神科・産婦人科などを バックグラウンドにする医師もいます



■ 2種類の産業医

- ・専属産業医(「常駐」の産業医)大企業(≧1000人)で必要複数社の兼務ができない(例外あり)
- ・嘱託産業医(「非常駐」の産業医) 中小企業のほとんど 月1回~訪問で対応 複数社の兼務ができる

産業医の扱う範囲



「働きながら病気になる」のを予防

体の健康

心の健康

企業の安全

- 健康診断
- 保健指導
- 健康相談

- ストレスチェック
- ・高ストレス面談
- 休復職面談

- 職場巡視
- 衛生委員会
- 安全管理
- 感染対策

相談歓迎なこと

- メンタルヘルスの不調を感じるとき
- 身体の健康問題
- より良く働けるための**職場改善**に 関すること

※以下のことは対応できません・・・

- 個人的な社内トラブルの解決
- 病気の治療や処方(医療機関を受診)
- 他社員への指示・指導の依頼



衛生管理者・安全管理者について



■ どんな仕事?

· 「職場の衛生に関すること」を扱う

例:健康診断の手配や結果確認、職場の環境や設備の確認

- ・週1回以上の「**職場巡視**」を行う 職場に危険や不衛生になることがないか?を定期的に確認
- · 人事労務担当</mark>者が担うことが多い

常時使用する労働者数	必要な衛生管理体制					
50-200人	衛生管理者1人					
201-500人	衛生管理者2人	産業医1名以上 (非常勤=嘱託も可)				
501-1000人	衛生管理者3人	(7) 113 233 71-310 0 37				
1001-2000人	衛生管理者4人以上	1 1	専属産業医1名以上			
2001-3000人	衛生管理者5人以上	うち1人 は専任				
3001人以上	衛生管理者6人以上	19 (LIT	専属産業医2名以上			

(安全)衛生委員会について



■ 構成メンバー

議長:総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名)

事業者側:衛生管理者(1名~)・産業医(1名~)

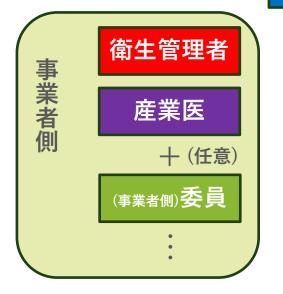
労働者側:衛生に関する経験を有する者(2名~)

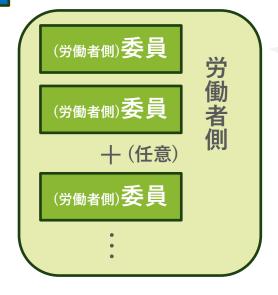
※労働者の過半数で組織する労働組合の推薦

or労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名

労働者の代表として 意見を述べる役割

議長





労使同数の出席を 目指す!

※欠席者が出る場合、 代理を立てるのが望ましい (特に有資格者の欠席が続くのは 監査などで問題になる)

こんなことを話してます



■ 定例報告事項(必須事項)

<各月の報告>

- ・長時間労働者 (45/80時間以上の人数、最大残業時間)
- ・休職者・復職者・面談状況など
- · 労災報告(件数/内容/対策)
- ・感染症発生者数・経過
- ・職場巡視結果報告

<年間計画>

・健康診断の計画・現状共有

■ その他の議題例 (月により検討)

<課題への対応>

- 健康診断→健康施策
- ・ストレスチェック→職場環境改善
- 長時間労働の削減対策

<追加の健康施策>

- ・メンタルヘルス不調の予防
- ・ヒヤリハット事例の原因分析と対策

<その他>

・産業医による健康/衛生教育・講話

月 別事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
衛生委員会	О月О日	О月О日	О月О日	О月О日	O月O日	0月0日	O月O日	О月О日	О月О日	О月О日	О月О日	O月O日
定例報告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
審議事項	年間計画確認			健康経営に 向けた計画と	ストレスチェック分析結果による		定期健診受診状況共有			健康診断結果の報告と改善策の	次年度 年間安全衛生	次年度 年間安全衛生
	前年度時間外集計	ストレスチェック準備	ストレスチェック実施	進捗報告 改善策		の検討	インフルエンザ予防損権		検討	計画の検討	計画の検討	